

講義・演習概要 (シラバス)

税務専門課程第12期徴収事務コース (平成26年8月18日～10月1日)

課 目 名	地方税法総則 連帯納税義務
時 限 数	3 時限
担 当 講 師	(財)東京税務協会 那倉長治 <プロフィール> 長く東京都主税局に勤務、同局の 徴収部専門副参事として滞納整理を指導 現在は、(公財)東京税務協会講師として、全国の自治体職員の育成に力を尽くす。
ね ら い	連帯して全額を納める義務を負う「連帯納税義務」の制度について、具体的事例に則して、民法の連帯債務の規定の準用などについて比較解説するとともに、演習を通じて、実践的な知識・滞納事案解決の手法、修得を図る。
講 義 概 要	固定資産税の滞納の中でも、連帯納税義務に関する事案が多く、その原因は連帯納税義務者への追及が完全でない場合がある。 地方団体の徴収金の連帯納税義務については民法の規定を準用するとしながらも、特に納税の告知、督促については民法434条の規定は準用されず理解しにくいところであるから、判例等を基に講義し、さらに、連納者相互間の相対的効力、絶対的効力について解説したあと、滞納事例の演習を行う。 事例1 共有物の固定資産税滞納の設定から連納者に対する納税の告知、除斥期間、納税義務の免除、徴収権の消滅時効、滞納処分 of 執行停止等他の連納者への影響等を検討する。 事例2 競売開始決定がされた連納者の「交付要求」実務から滞納事案進展の手法を検討する。 事例3 連帯納税義務者のうちの一人が死亡した場合に納税義務の承継及び納税義務者間はどうなるのかを判例を基に検討する。 事例4 連帯納税義務者の一人に後から告知すると、先にした告知と納期限が異なることとなる。この場合延滞金はどう扱われているのか、各自治体の処理方法を問掛けながら検討する。
受講上の注意	講義の後事例についてはグループ討議を行い発表してもらう
使 用 教 材	
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	